

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0854)

第1回特定最低賃金専門部会(機械)

令和5年10月5日 非公開

開催日時	令和5年10月5日	10時43分～11時26分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none">1 特定最低賃金専門部会の運営について2 特定最低賃金改正決定の諮問について3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について4 審議日程について5 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨

議事録

事務局	<p>全員揃いましたので、定刻前ではございますが、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>賃金指導官の青木と申します。よろしくお願いします。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願ひいたします。</p>
-----	---

事務局	<p>それではただいまから、第1回群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行をさせていただきます。私は賃金室長の木村と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>大変恐縮ではありますが、ここからは着座にて、進めさせていただきます。</p> <p>では最初に、本専門部会の開催にあたりまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げます。</p> <p>基準部長</p> <p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>今年度第1回目の本最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に、多大なご支援とご理解を賜っておりますことがあわせまして、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのご意見をいただいたところでございます。改正について、ご審議をいただくことになりました。</p> <p>特定最低賃金は、地域別最低賃金の方がすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットという位置づけで、行政機関において決定を義務付けているというところでございますが、これとは趣を異にいたしまして、企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものといたしまして、関係労使の皆様方のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。</p> <p>専門部会委員の皆様におかれましては、大変なご苦労をおかけすることと相成るところでございますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はご審議どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、専門部会の委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。</p>
-----	--

	<p>お手元の資料の2、インデックス機械をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらの委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、鈴木委員でございます。高橋委員でございます。米本委員でございます。</p> <p>次に、労働者を代表する委員といたしまして、金井委員でございます。浜田委員でございます。増戸委員でございます。</p> <p>次に、使用者を代表する委員といたしまして、金井委員でございます。宇井委員でございます。五十嵐委員でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局につきましては、資料3に名簿をつけておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>次に部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。</p> <p>専門部会の部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において、同法第24条を準用するとされており、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表させていただきます。</p> <p>部会長には [] 委員、部会長代理には [] 委員、をそれぞれ選出することとございます。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました [] 委員、部会長代理になられ</p>

	ました [] 委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。 最初に、[] 委員から、お願いいいたします。
部会長	部会長に選任いただきました [] です。 円滑な議事進行となるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいいたします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして [] 委員、お願いいいたします。
部会長代理	部会長代理にお選びいただきました [] でございます。 部会長をサポートいたしまして、円滑な会議となりますようご協力させていただければと思います。 よろしくお願いいいたします。
事務局	ありがとうございました。 それでは、これから議事進行につきましては、[] 部会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいいたします。
部会長	それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 最初に議題の(1)の、特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。お手元の資料4の、群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧いただきたいと思います。 こちらの運営規程は、4業種ある専門部会共通のものとなっております。第3条で専門部会の委員の数、第4条で会議の招集、第6条で部会長が会議の議長となること、第7条で会議の公開・非公開。第8条で議事録及び議事要旨の公開・非公開。第9条で審議会会長への報告。第10条で専門部会の廃止、といったことについて規定しております。 ご承知いただきますようよろしくお願いいいたします。 以上です。
部会長	事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程について、説明がありました。 これにつきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

	【特になし】
部会長	<p>特にご意見等はないようですので、次の議題に移ります。</p> <p>議題（2）の特定最低賃金専門部会の運営についてです。事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。2点ご説明させていただきます。</p> <p>まず、1点目は、専門部会の会議の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>資料4の運営規程を再びご覧いただきたいと思います。</p> <p>専門部会の会議は、例年、運営規程第7条第1項のただし書きにございます、「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれる恐れがある」場合に該当するとして、第1回目から非公開とされてきております。</p> <p>本年度は、7月4日に開催されました審議会におきまして、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にしていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適当、と考えますが、ご意見等ありましたら、お願ひします。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>特にご意見ないので、ご賛同いただいたものと理解いたしました。</p> <p>本年度も第1回目会議から非公開といたします。</p> <p>続けて、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい。2点目は、専門部会の議事録と会議の資料の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議と同様原則公開であるものの、ただし書き以降に、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とするとができるとされております。</p> <p>令和2年度にご審議いただいたことで、令和2年度からは専門部会の議事録と会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言された委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載して公開しております。また、各専門部会の最後には、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。</p> <p>加えて、労働局ホームページにも掲載させていただいているところでございます。</p> <p>そこで、本年度の議事録の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に基づいた不開示情報を除いて、開示させていただくことになりますので、ご承知おきいただきたいと思います。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページへも掲載してきております。</p> <p>本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理します。</p> <p>議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。</p>

	<p>事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することとします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この他に、運営規程について何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
	【特になし】
部会長	<p>特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。</p> <p>次に議題（3）の、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金改正決定の諮問について、ご報告させていただきます。</p> <p>資料8に諮問文の写しをつけております。8月9日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定にかかる諮問を行っているところでございます。</p> <p>はじめに、特定最低賃金の改正決定の仕組みや今回の諮問に至るまでの経過などについて、ご説明させていただきます。</p> <p>資料5に戻っていただきまして、特定最低賃金の仕組みをご覧いただきたいと思います。</p> <p>項目1にありますように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されるものでございます。</p> <p>項目2は、決定の仕組みとなっており、関係労使から改正等の申出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴いて決定するものとなっております。</p>

	<p>決定に際しましては、※印にありますように、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けているのに対し、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより決定するといったものとなっております。</p> <p>それでは前置きが長くなりましたが、今回の特定最低賃金改正決定の諮問について、経過をご説明いたします。資料6をご覧いただきたいと思います。こちらには、特定最低賃金4業種ごとの改正決定に関して行われた申出を、一覧にしたものでございます。申出者等、ご覧のとおりとなっております。</p> <p>この申出につきましては、資料7に申出書の写しを付けております。こちらの4業種からの申出によりまして、8月2日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対して、改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8月9日に審議会長から4業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。</p> <p>そこで、労働局長から審議会長に、先ほどの資料8のとおり今回の改正決定額について、諮問をさせていただいたという経過にあります。</p> <p>諮問により審議会におきまして、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置するとの決議をいただいております。</p> <p>なお事務局では、諮問の翌日8月10日に4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定により、意見聴取に関する公示を行いましたが、すべての業種におきまして意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から特定最低賃金改正決定の諮問等について説明がありました。これらについて、ご質問等がありましたらお願ひいたします。</p>
	【特になし】
部会長	<p>ご質問等ないようですので、次に進めます。</p> <p>議題の（4）の、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	はい。資料10をご覧いただきたいと思います。

	<p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項では、最低賃金専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。</p> <p>8月9日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいたおりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項では専門部会の廃止について規定されており、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされております。具体的には資料4の運営規程第10条で規定されておりますように、特定最低賃金にかかる異議の申出がなかった場合に廃止されるということになります。専門部会の廃止に伴う委員の皆様の解任通知文書の取り扱いにつきましては、これまで交付を省略させてきておりますので、ご了解いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局の説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願ひします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がありました。これについてもご了解をお願いします。</p> <p>のことについて、何かご質問等ございますか。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>ご質問等ないので、次に進みます。</p> <p>議題の（5）、特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。資料11をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらは、令和2年度から令和5年度の審議状況でございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。</p> <p>次に、資料12をご覧ください。</p> <p>こちらは、特定最低賃金専門部会の日程表となっております。委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。こちらの日程表のとおり、会議を開催させていただ</p>

	<p>きたく存じます。</p> <p>会議の開催回数につきましては、8月9日の審議会においても議決されておりますが、こちらの日程表のとおり、本日を含めまして2回の予定となっております。ご了解をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の3分の2以上の出席、又は、公・労・使の各側委員の3分の1以上の出席となっておりますので、6名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ1名以上がご出席していただくことが必要となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、御多用のところ恐縮ではございますが、ご出席をいただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、電気の2回目の会議会場につきましては、会場予約の都合で1階共用会議室ではなく、7階大会議室において開催させていただくこととなっております。委員を兼ねている方は、ご了承をお願いいたします。</p> <p>資料13になりますけれども、こちらは令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局から説明がありました、次回の会議日程ですが、委員の皆様は、いかがでしょうか。</p> <p>このとおりでよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは次回第2回目の一般機械器具製造業最低賃金専門部会の会議は、資料12の第2回（案）欄に記載のとおり、10月24日（火）午前10時45分から、1階共用会議室にて開催とします。ご出席をお願いします。</p> <p>次に議題（6）の、特定最低賃金額の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。審議に使用していただく資料といたしまして、4業種の専門部会共通で最新の内容のものを調べさせていただいております。用意いたしました資料について、ご説明いたします。</p> <p>資料14でございますけれども、こちらは過去12年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料15は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p>

	<p>資料 16 は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。令和 4 年の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものでございます。</p> <p>資料 17 は、令和 4 年度の特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料 18 は、令和 5 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料 19 は、令和 5 年度の最低賃金に関する基礎調査結果を取りまとめたものでございます。</p> <p>資料 20 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。</p> <p>資料 21 は、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料 22 は、最近の県内経済情勢でございます。</p> <p>資料 23 は、法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。</p> <p>資料 25 は、消費動向調査結果でございます。</p> <p>資料 26 は、第 209 回群馬県内企業経営動向調査の結果でございます。</p> <p>資料 27 は、第 193 回企業経営動向調査の結果でございます。</p> <p>資料 28 は、労働市場速報でございます。</p> <p>資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当からご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>監督官の大倉です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、当賃金室で実施をいたしました最低賃金に関する基礎調査結果を、ご説明いたします。</p> <p>資料 19 をご覧ください。</p> <p>はじめに 1 ページ目の、令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要について、を説明いたします。</p> <p>調査依頼事業所数は、2,095 件で、有効回答件数は、1,129 件でした。</p> <p>調査は令和 5 年 6 月分の賃金額について行いました。</p> <p>月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。</p> <p>調査対象地域は群馬県全域です。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模についてですが、表に書き出した業種を対象に、さらに網掛けした人数の事業所を対象にしています。特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業は、100 人未満の事業所を調査対象としています。</p> <p>調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復</p>

元をして、推計したものです。あくまでも推計したものですので、ご承知おきください。したがいまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、3ページ目です。

賃金統計用語である、未満率と影響率を説明いたします。このイメージ図のとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

5ページ目にいきまして、一般機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明いたします。

はじめに未満率についてです。一般機械器具製造業の現行の最低賃金額が965円でございますので、964円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、964円以下の累積労働者数は237人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は8,171人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は2.9%となりました。

従いまして、一般機械器具製造業の労働者の2.9%が最低賃金額を下回っていたということになります。

4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっておりますが、一般機械器具製造業のみの結果について説明をさせていただきます。

資料9ページにまいります。この表は、一般機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものです。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフになっております。青色の棒グラフが一般労働者で、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、1,100円から1,500円以上の分布が多く見受けられ、特に1,500円以上の分布が圧倒的に多くなっております。

しかし、一方グラフの左側で、パート労働者を中心に現行の最低賃金965円を下回る労働者も少なからず見受けられる結果となっております。

	<p>次に 12 ページにいきます。この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値につきまして、令和元年度から今年度の推移を表したもので、一般機械器具製造業は表の下から 3 番目になっております。</p> <p>未満率の推移をグラフにした表が右側にあります。一般機械器具製造業の未満率は、令和 2 年度は 9 % 台、令和元年度、令和 3 年度、令和 4 年度は 5 ~ 6 % 台であり、今年度は 2.9% となっております。</p> <p>次に 14 ページになります。5 の産業別未満率と影響率の推移と題した表をご覧ください。平成 26 年度から令和 5 年度までの、産業別未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。</p> <p>以下の線グラフでは、左側が未満率の推移、右側が影響率の推移を示しており、それぞれの線グラフにおいて、一般機械器具製造業は緑色の線で示されております。</p> <p>最後に 16 ページについてです。この表は、最低賃金の引上げ額と影響率の関係表です。引上げ額 0 円から 45 円までの場合の影響率を表しております。例えば、表の 1 番上の引上げ額 0 円の影響率は 2.90%、表の 1 番下の欄の引上げ額 45 円とする場合の影響率は、5.95% となります。</p> <p>以上、簡単ではございますが、基礎調査結果の概要を説明させていただきました。</p> <p>この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、どうぞよろしくお願いします。</p>
部会長	ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。
部会長	特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等ありましたら、お願いします。
事務局	<p>はい。ご審議いただく前に、2 点ご説明いたします。</p> <p>1 点目でございます。</p> <p>特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。</p> <p>労使間の意思疎通を図っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>2 点目でございますが、審議の進め方ですが、昨年度は第 1 回目</p>

	<p>の会議におきまして、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。</p> <p>第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただき、特定最低賃金額が議決されているということを、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>この後は、事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思います。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。まず、労働者側、使用者側、それぞれの立場から基本的なお考えをお伺いします。その後は、自由にご審議をお願いします。</p> <p>はじめに、労働者側委員からお願ひします。</p> <p>■委員、お願ひします。</p>
労働者委員	<p>労側委員の■です。</p> <p>それでは私の方から、特定最賃の審議にあたりまして、労働者側の統一した考え方について、述べさせていただきます。</p> <p>大きく3つ、基本的なところを述べさせていただきます。</p> <p>まず一点は、労働条件の向上というところになります。これは当然のことではありますけれども、労働条件の向上が、最低賃金制度全体の目的であるというふうに考えております。しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業により大きく異なっているのが実態であり、このため、産業ごとの賃金実態を踏まえた賃金審議により、相応しい最低賃金の水準を設定することが重要であるというふうに考えております。</p> <p>2点目は、公正競争の確保という点でございます。賃金の不当な切下げや企業間の過当競争を防止し、公正競争を確保することも、最低賃金制度全体の目的になっております。しかしながら、こちらも賃金実態が産業ごとに大きく異なっており、地域別の最低賃金だけでは、これを確保出来ないというふうに考えております。よって、地域別最低賃金を上回る水準の特定最賃を設定することにより、より高いレベルでの公正競争を確保していくことができ、経済の健全な発展に寄与するものであるというふうに考えております。</p> <p>そして3点目につきましては、労使交渉の補完・代替機能があるということになっております。本来、労働条件は、労働者と使用者が対等な立場において決定すべきものというふうにされております。しかしながら、労働組合の組織率は、現在17%を割り込むと</p>

いう現状において、8割以上の労働者が、自らの労働条件の決定に関与できていないという状況がございます。そういう中で特定最賃の審議については、関係労使の参加によって、設定の申請や金額決定をされるということから、企業別の労使間交渉を補完・代替する役割を担っているというふうに考えております。

以上3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいというふうに思っております。

また、特定最賃は、基幹的労働者を対象としているということから、労働者側としては、それぞれの産業別の基幹的労働者の、るべき水準を目指していきたいというふうに考えております。

群馬県における一般機械器具製造業は、重要な基幹産業であるというふうに、労側として認識をしております。地賃と共に通する課題になりますけれども、隣県との差があるという状況でございます。群馬県内の産業を守り、発展させていくためにも、皆様のご協力をいただきながら真摯な議論を進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。
他に、いらっしゃいますか。

【特になし】

部会長 それでは、使用者側委員は、いかがでしょうか。
■委員、お願いします。

使用者委員 ■でございます。よろしくお願いします。

当社は、一応機械器具の製造を行っておりまして、今の、現状を考えると、エネルギー高騰だとか、物価の高騰だとかっていうことがありますので、賃金の上昇はやむを得ないかなっていうふうには思っておりますけれども、なかなか出来た製品を価格転嫁するというのが、今のところちょっと難しいものもありまして、うちみたいな小さい企業は、お客様のところに急に上げるって言っても認めてもらえない部分が多くあります。そういういたところが、今の現状でありますので。少しずつ上げていかなければいけないなと思いますけれども、その辺を労使間で話し合いながら、労使のイニシアティブに則って決めていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

部会長	ありがとうございました。 では、■委員、お願ひします。
使用者委員	使側の■でございます。 先ほど、■委員からお話をいただいたとおりでございますが、やはり今為替の変動、特に円安で諸物価が非常に上がってきているという状況でありますし、製造業の世界では、原材料がほとんど輸入品で賄われているような状況ですから、原材料費は高騰しておりますし。また、当然、ロシアのウクライナ侵攻の影響もかねて、エネルギー価格が、電気についてもオイルとか、その他諸々のものが上がってきておりまして。ただ、多少なりとも、原材料とかは、親会社さんの方で、上がった部分が認められる環境になりつつありますけれども、エネルギー価格であるとか、消耗品価格であるとか、人件費のアップの部分をのっけて上げてくださいって話は、具体性がないってことで、認めていただけないような状況が、今でも続いている中であります。 ただ、物価が上がって皆さん生活が大変になってきているってことは、我々も認識をしておりますので、■委員と合わせて、お互いが慎重なすり合わせの結果で、進めていくってことには、異議はございませんので、是非よろしくお願ひできればと思います。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 では、■委員、お願ひします。
使用者委員	はい。■でございます。 特定最低賃金につきましては、必要性なしという個人的な見解を言って参りましたけれども、県最賃がかなり迫ってきておりますので、ここ1回休むと来年は県最賃が特定最賃を飲みこんでくれるというふうに思っております。機械に限らず、輸送も電気もそうです。そんなことを考えながら、まじめに議論していきたいと思います。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 公益委員は、いかがでしょうか。
【特になし】	

部会長	他に、ご意見等はございますか。 【特になし】
部会長	それでは、意見も出尽くしたようです。 今までのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。 【異議なし】
部会長	ありがとうございます。 それでは、そのようにいたします。 最後に議題（7）その他について、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	はい。特にございません。
部会長	委員の皆様は、何かございますか。 【特になし】
部会長	それでは、ご意見等ないようです。次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。
部会長	ありがとうございます。 では、非公開事項は、なしと確認いたしました。ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。 これで第1回目の一般機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会とします。 ご審議、お疲れ様でした。